

平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ズ ジェ ン ト 代表者名 代表取締役社長 杉本隆洋 (JASDAQ・コード番号 4 2 8 8) 問合せ先 常 務 取 締 役 鈴木 眞治 電 話 03-5643-2581

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 9 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)経営環境の変化に対応して、最適な経営体制を機動的に構築することと、事業年度における経営 責任を一層明確にして株主からの信任の機会を増やすために、次のとおり取締役の任期を2年か ら1年に短縮いたします。(変更案第21条)
- (2)会社法(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

インターネットの普及に伴い、法務省令に定めるところにより、株主総会参考書類等インターネットで開示することで、みなし提供できるようにするための規定を新設するものです。(変更案第14条)

取締役会の柔軟かつ迅速な意思決定を行うため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものです。(変更案第 26 条第 2 項)機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能にする旨の規定を新設するものです。(変更案第 40 条)

経営の継続性と安定性の確保を図るため、取締役の解任を特別決議とする規定を新設するものです。(変更案第 20 条)

(3) その他、会社法の用語、規定に合わせて所要の変更を行うとともに、項目の追記、号数の表記の変更を含めた条文の整理及び一部の字句の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 18 年 6 月 27 日定款変更の効力発生日平成 18 年 6 月 27 日

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第3条	第3条
(新設)	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。
	1.取締役会
	3.監査役会
	<u>4 . 会計監査人</u>
(公告 <u>の</u> 方法)	(公告方法)
第 <u>4</u> 条 (条文省略)	第 <u>5</u> 条 (現行どおり)
第2章 株式	第 2 章 株式
(<u>発行する株式の総数</u>)	(<u>発行可能株式総数</u>)
第 <u>5</u> 条 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は、136,800	第 <u>6</u> 条 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、136,800 株
株とする。	とする。
(新設)	<u>(株券の発行)</u>
	第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得)	(自己 <u>の</u> 株式の取得)
第6条 当会社は、商法第211条 / 3 第 1 項第 2 号の	第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に
規定により、取締役会の決議をもって自己	より、取締役会の決議によって市場取引等
株式を <u>買受ける</u> ことができる。	<u>により</u> 自己 <u>の</u> 株式を <u>取得する</u> ことができ る。
	වං
(基準日)	(削除)
第7条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記	
<u>載または記録された議決権を有する株主を</u>	

<u>もって、その決算期の定時株主総会において</u> 権利を行使すべき株主とする。

前項のほか、必要ある場合は、取締役会の 決議によりあらかじめ公告して、臨時に基 準日を定めることができる。

(名義書換代理人)

第<u>8</u>条 当会社は、<u>株式及び端株につき名義書換代</u> 理人を置く。

> 当会社の名義書換代理人及び その事務取扱 場所は、取締役会の決議により選定する。

> 当会社の株主名簿及び端株原簿ならびに株 券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱 場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿 の記載または記録その他株式及び端株に関 する事務は、これを名義書換代理人に取扱わ せ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第<u>9</u>条 当会社の発行する株券の種類<u>並びに株式の</u> 名義書換、端株原簿の記載または記録、端株 の買取、その他株式に関する取扱い<u>及び</u>手数 料は、法令または本定款のほか、取締役会に おいて定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の</u> 翌月から3か月以内に招集し、臨時株主総会 は、必要に応じて招集する。

(新設)

(新設)

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定め、これを公 告する。

当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失 登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主 名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿 に関する事務は、これを株主名簿管理人に委 託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の発行する株券の種類ならびに株主 名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿 への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集および招集地)

- 第<u>11</u>条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれ</u> <u>を</u>招集し、臨時株主総会は、必要<u>あるとき</u> に随時これを招集する。
 - __ <u>前項の株主総会の招集地は、東京都内と</u> する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第<u>11</u>条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合 を除き、取締役会の決議に<u>より</u>取締役社長が 招集し、その議長となる。

> 取締役社長に事故あるときは、取締役会に おいて予め定めた順序に従い<u>出席した</u>他の 取締役がこれにあたる。

(新設)

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>定款に別段の 定めがある場合<u>のほか</u>、出席した株主の議決 権の過半数をもって決する。

> 商法第343条に定める特別決議は、総株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の3分の2以上をもって決す る。

(議決権の代理行使)

第<u>13</u>条 株主<u>又はその法定代理人</u>は、当会社の議決 権を有する他の株主を代理人として議決権 を行使することができる。

> 前項の株主または代理人は、株主総会<u>毎</u>に 代理権を<u>証する</u>書面を当会社に提出しなけ ればならない。

(議事録)

第14条 株主総会の議事については、その経過の要

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合 を除き、取締役会の決議によって取締役社長 が招集し、議長となる。

> 取締役社長に事故あるときは、取締役会に おいて予め定めた順序に従い他の取締役が 株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会を考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令<u>または本</u>定款に別 段の定めがある場合<u>を除き</u>、出席した<u>議決権</u> <u>を行使することができる</u>株主の議決権の過 半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第<u>16</u>条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使する ことができる。

> 株主または代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理 権を<u>証明する</u>書面を当会社に提出しなければ ならない。

(削除)

<u>領及び結果を議事録に記載または記録し、議</u> <u>長ならびに出席した取締役がこれに記名押</u> 印または電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第15条 (条文省略)

(選任方法)

第16条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数で行う。

(条文省略)

(新設)

(任期)

第<u>17</u>条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決</u> <u>算期</u>に関する定時株主総会の終結の時まで とする。

> 増員又は補欠として選任された取締役の任 期は、在任取締役の任期の満了すべき時まで とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第18条 取締役会は、法令に別段の<u>定めある</u>場合を 除き、取締役社長がこれを招集し、その議長 となる。

取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序によ

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 (現行どおり)

(選任方法)

第<u>18</u>条 取締役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。

取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(現行どおり)

(解任方法)

第19条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する 株主が出席し、その議決権の3分の2以上を もって行う。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

(取締役会の招集権者および議長)

第<u>21</u>条 取締役会は、法令に別段の<u>定めがある</u>場合 を除き、取締役社長がこれを招集し、その議 長となる。

> 取締役社長に欠員または事故があるとき は、あらかじめ取締役会で定め<u>た</u>順序によ

り、他の取締役がこれに代わる。

(役付取締役)

第<u>19</u>条 取締役会<u>の決議をもって</u>取締役の中から、 社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、 専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選任</u> することができる。

(代表取締役)

第20条 (条文省略)

取締役会の<u>決議をもって</u>、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を<u>定める</u>ことができる。

(取締役会の招集通知)

第<u>21</u>条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役<u>及び</u>各監査役に対して発する。ただし、緊急の<u>場合</u>は、この期間を短縮することができる。

取締役<u>及び</u>監査役全員の同意あるときは、 招集の<u>手続き</u>を経ないで取締役会を<u>開く</u>こ とができる。

(取締役会の決議方法)

第<u>22</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席 し、<u>出席した取締役の</u>過半数<u>で</u>行う。

(新設)

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会における議事の経過の要領及びそ の結果については、これを議事録に記載また り、他の取締役がこれに代わる。

(役付取締役)

第22条 取締役会<u>は、その決議によって、</u>取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第23条 (現行どおり)

取締役会<u>は、その決議によって</u>、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を 選定する。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役<u>および</u>各監査役に対して発する。ただし、緊急の<u>必要があるとき</u>は、この期間を短縮することができる。

取締役<u>および</u>監査役<u>の</u>全員の同意<u>が</u>あると きは、招集の<u>手続</u>を経ないで取締役会を<u>開催</u> することができる。

(取締役会の決議方法等)

第<u>25</u>条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、<u>その</u>過半数をもって行う。

当会社は、取締役会の決議事項について、 取締役(当該決議事項について議決に加わる ことができるものに限る。)の全員が書面ま たは電磁的記録により同意の意思表示をし たときは、当該決議事項を可決する旨の取締 役会の決議があったものとみなす。ただし、 監査役が当該決議事項について異議を述べ たときはこの限りではない。

(削除)

<u>は記録し、出席した取締役及び監査役がこれ</u> に記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第<u>24</u>条 取締役会に関する事項は、法令<u>又は</u>本定款 のほか、取締役会において定める取締役会規 程による。

(報酬)

第<u>25</u>条 取締役の<u>報酬は、</u>株主総会の決議<u>をもって</u> 定める。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第26条 (条文省略)

(選任方法)

第27条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(任期)

第<u>28</u>条 監査役の任期は、<u>就任</u>後4年<u>内の最終の決</u> <u>算期</u>に関する定時株主総会の終結の時まで とする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。

(常勤監査役)

第<u>29</u>条 <u>監査役の互選により</u>常勤監査役を<u>定める</u>。

(取締役会規程)

第<u>26</u>条 取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>本定 款のほか、取締役会において定める取締役会 規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益(以 下「報酬等」という。)は、株主総会の決議に よって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 (現行どおり)

(選任方法)

第<u>29</u>条 監査役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。

監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数<u>を</u>もって行う。

(任期)

第<u>30</u>条 監査役の任期は、<u>選任</u>後4年<u>以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。

(常勤監査役)

第<u>31</u>条 <u>監査役会は、監査役の中から</u>常勤<u>の</u>監査役 を選定する。

(監査役会の招集)

第30条 (条文省略)

(監査役会の決議方法)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあ る場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第32条 監査役会における議事の経過の要領及びそ の結果については、これを議事録に記載また は記録し、出席した監査役がこれに記名押印 または電子署名を行う。

(監査役会規定)

第33条 (条文省略)

(報酬)

第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって│第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ 定める。

第6章 計算

(営業年度及び決算期)

第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌|第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌 年3月31日までとし、営業年度末日を決算期 とする。

(利益配当金)

第36条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿 等に記載または記録された株主または登録 質権者及び同日の最終の端株原簿に記載ま たは記録された端株主に支払う。

(監査役会の招集通知)

第32条 (現行どおり)

(削除)

(削除)

(監査役会規定)

第33条 (現行どおり)

(報酬等)

て定める。

第6章 計算

(事業年度)

年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、会社 法第459条第1項各号に掲げる事項を定め ることができる。

> 当会社は、前項に掲げる事項を株主総会の 決議によっては定めない。

> 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿 に記載または記録された株主または登録株 式質権者および同日の最終の端株原簿に記 載または記録された端株主に対し金銭によ る剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 <u>利益配当金及び中間配当金が</u>その支払<u>提供</u> の日から満3年を経過しても受領されない ときは、当会社はその支払義務を<u>免れるもの</u>とする。

未払いの配当金には利息をつけない。

(新設)

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議に<u>よって</u>、毎年 9月30日の最終の株主名簿に記載または記 録された株主または登録<u>株式</u>質権者<u>および</u> 同日の最終の端株原簿に記載または記録さ れた端株主に対し、中間配当を行うことがで きる。

(配当金の除斥期間)

第38条 <u>剰余金の配当および中間配当は、</u>その支払 <u>開始</u>の日から満3年を経過しても<u>なお</u>受領 されないときは、当会社はその支払義務を<u>免</u> れる。

未払いの配当金には利息をつけない。

(附則)

第20条の規定にかかわらず、平成17年6月24日開催の第8回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成19年開催の第10回定時株主総会終結の時までとする。

本附則は、期日経過後これを削除する。

以上